

教政第309号
教福第137号
令和5年3月9日

各課（室・所）長 殿

徳島県教育委員会教育長

教職員の新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

令和5年2月10日に行われた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付けることが決定され、併せて、令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方の見直しが見直しが示されました。

つきましては、令和5年3月13日以降は次のとおりとしますので、教職員に対して周知していただきますようお願いいたします。

- 1 マスクの着用については、教職員個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにすること。

なお、マスクの着用が効果的な場面として、国から別添のとおり示されているので、配意すること。

- 2 マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、執務室の効果的な換気、手洗い・手指消毒などの基本的な感染防止対策に努めること。

なお、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用されることとなっており、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおりお願いします。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

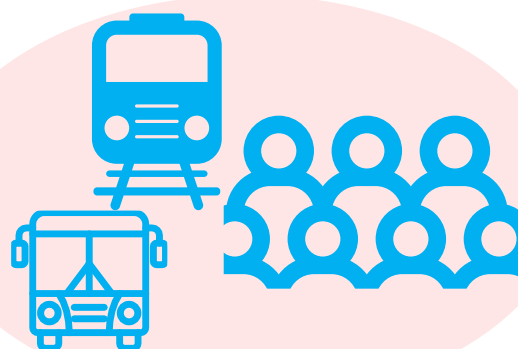
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります